

社会福祉法人愛敬福祉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛敬福祉会の役員等及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、役員及び評議員選任解任委員を言う。

(理事会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払はないものとする。

	報酬（日額）
理事会出席報酬	8,000円

2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日に第1項の報酬を支払ったときはこれを支払わない。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は、これを支払わないものとする。

	報酬（日額）
評議員会出席報酬	8,000円

(役員等及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員等及び評議員が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報酬（日額）
役員及び評議員業務報酬	8,000円

2 第1項の業務には監事監査業務、外部監査の立ち合い、評議員選任解任委員会出席を含むものとする。

(役員及び評議員の法主の総額)

第5条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、各年度の役員・評議員の報酬の総額を次のとおりとし、これを超えて支払うことはできない。

- (1) 各年度の役員の報酬総額 400,000円
- (2) 各年度の評議員の報酬総額 200,000円

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務の出張する場合は、当法人旅費規程により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

附則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。